

令和2年3月6日

栃木県住宅供給公社

公社賃貸住宅の賃借人に対する賃貸保証業務に関する公募要領に係る質問事項及び回答事項について

問1 新規入居者ならびに既入居者について、弊社の審査基準において保証対象外であっても、公社が定める申し込み基準を満たす場合は、保証対象となるのでしょうか？

答1 上記の場合は、保証対象といたしません。連帯保証人を利用しての入居を案内させていただきます。

問2 弊社の保証委託契約書の取り交わしと初回保証料の徴収について公社にて対応していただくことは可能でしょうか？

また契約書および初回保証料の支払いがない場合は、契約者様は最初から契約する意思がないと判断せざるを得ません。

そのような場合は保証対象外とする事は可能でしょうか？

答2 保証委託契約書の取り交わしと初回保証料の徴収につきましては、双方協議のうえ、対応いたします。

また、契約書および初回保証料の支払いがない場合は、保証対象外とできます。

問3 公社賃貸住宅の現在の入居者様の滞納状況（滞納率や未回収状況）を回答いただくことは可能でしょうか。

答3 滞納率と未回収金額については以下のとおりです（令和2年3月5日時点）。

滞納率：0.68%

滞納金額：751,600円